

News Release

『役員報酬サーベイ(2016 年度版)』の結果を発表

社長の報酬総額中央値は 4,698 万円。従業員の最高報酬額の 3.51 倍に。
役員株式関連報酬の導入が、現状の約 40%から更に広がっていく見込み。
コーポレートガバナンス・コードの導入で、任意の報酬委員会設置企業が昨年の 2 倍以上に。

デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社(本社:東京都千代田区 代表執行役社長:近藤聡、以下 DTC)は、日本企業における役員報酬の水準、役員報酬制度およびコーポレートガバナンスへの対応状況の実態調査を行った結果をまとめましたのでお知らせします。

この調査は 2016 年 8 月～10 月にかけて実施し、東証一部上場企業を中心に 194 社から得た回答をもとにしています。また本サーベイは、2002 年以降実施している調査で、日系企業の参加社数規模でみると、日本最大級の調査です。

【調査結果のサマリーとポイント】

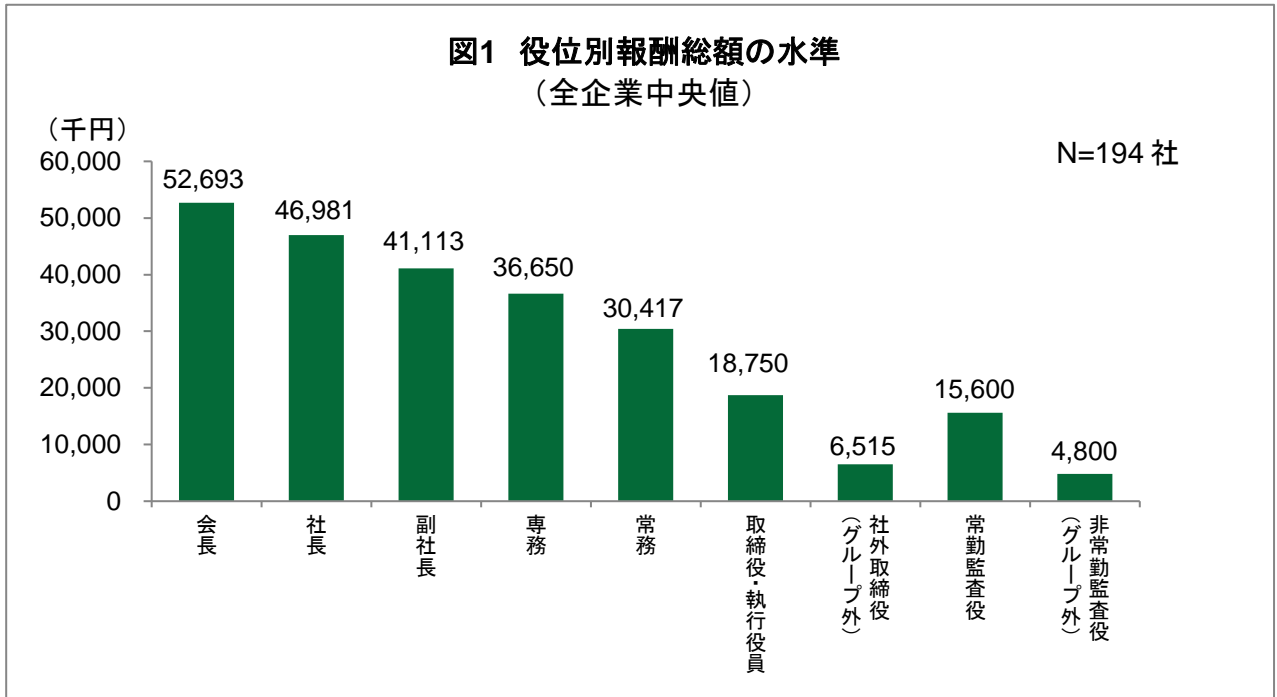
今回の調査結果では、2015 年 6 月のコーポレートガバナンス・コードの適用開始を受け、中長期的な企業価値向上を意識した役員報酬制度の設計やガバナンス対応の取り組んだ結果が表れている。とりわけ株式関連報酬の導入を検討する企業が増加しており、DTC への引き合いも大幅に増加している。また、調査結果に表れる日本の役員報酬は、現時点では欧米と比較して、非常に低い水準にあることが分かる。しかし業績を伸ばした企業経営者には相応の報酬が支払われるべき、という株主や機関投資家等の意向を受け、役員報酬は近年上昇傾向にある。

- 報酬水準 社長の報酬総額水準の中央値は、4,698 万円。従業員の最高報酬額を 1 とした場合の社長との報酬格差は、3.51 倍に。また、社外取締役の報酬総額水準は中央値で 652 万円。
- インセンティブ 約 40%の企業が何らかの株式関連報酬を既に導入していると回答。個別制度ごとの導入検討中までを含めた企業数は、株式報酬型ストックオプションで、既に導入済みの企業数の 2 倍となる 63 社、譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)で同じく 17 倍となる 52 社、株式交付信託で同じく 3 倍となる 51 社となり、今後、多様な株式関連報酬の導入が進展する可能性が高い。
- ガバナンス 任意の報酬委員会を設置する企業の割合は 40%で、昨年の 19%から約 2 倍に。また、任意の指名委員会の設置企業割合は 33%で、昨年の 15%から約 2 倍に増加。

【『役員報酬サーベイ(2016 年度版)』の調査結果概要】

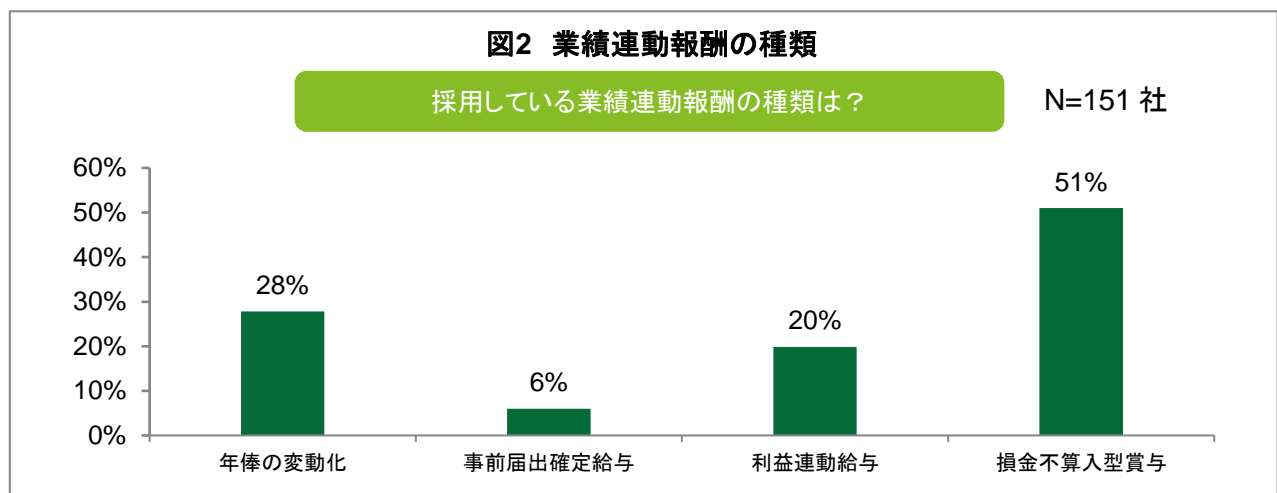
■報酬水準

- 役員報酬のうち、報酬総額の水準は、参加全企業 194 社の中央値で社長 4,698 万円、専務 3,665 万円、常務 3,042 万円、取締役・執行役員 1,875 万円、社外取締役(グループ会社外から招聘)652 万円となった(図 1)。
- 従業員の最高報酬額を 1 とした場合、社長の報酬はその 3.51 倍で、昨年 3.24 倍よりも拡大した。



■インセンティブ

- 採用している業績連動報酬の種類は、前年の業績等に応じて翌年の定期同額給与(法人税法第 34 条第 1 項第 1 号に規定)に反映する年俸の変動化*が 28%、事前届出確定給与(法人税法第 34 条第 1 項第 2 号に規定)が 6%、利益連動給与(法人税法第 34 条第 1 項第 3 号に規定)が 20%となり、損金不算入型の賞与は 51%(図 2)*²となった。

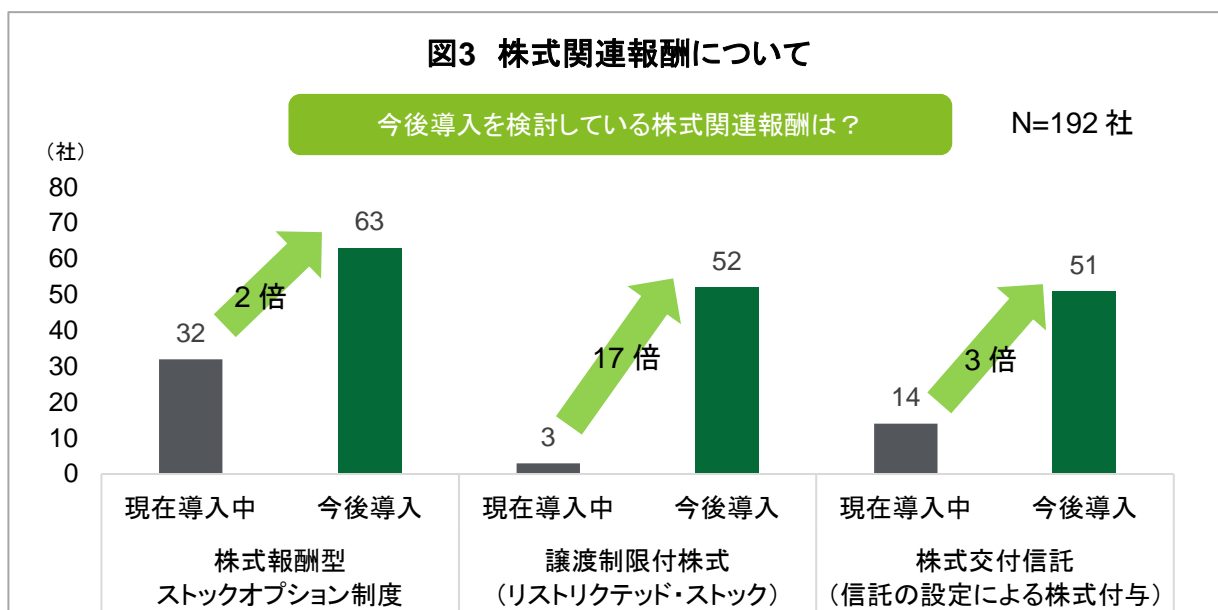


*1: 本来的な意味での賞与ではないが業績に応じて変動する点で賞与と類似

*2: 「金銭による業績連動報酬を導入している」と回答した 151 社の回答

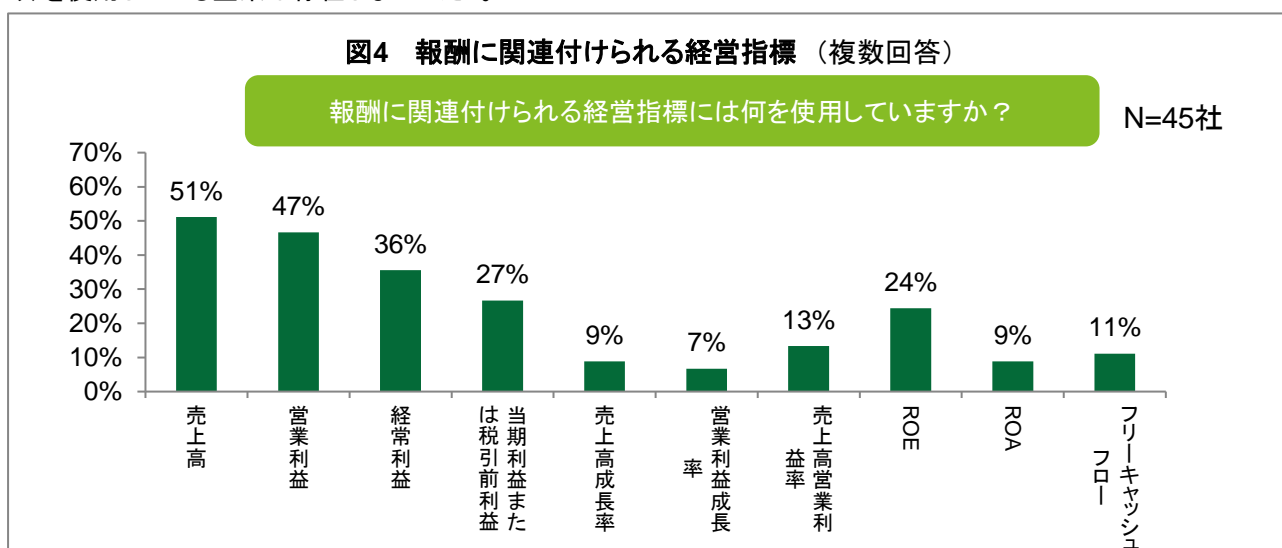
- コーポレートガバナンス・コード(CGC)の適用開始を受け、株式関連報酬の導入を検討している企業が増加している。参加企業のうち、約40%の企業が何らかの株式関連報酬を既に導入しているが、導入検討を含めた企業数では、株式報酬型ストックオプション^{*3}が現状の2倍となる63社、譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)が現状の17倍となる52社、株式交付信託(信託の設定による株式付与)が現状の3倍となる51社(図3)となっており、今後多様な株式関連報酬の導入が進展する可能性が高い。

*3: 権利行使価格が極めて低い価格(1円等)に設定され、実質、譲渡制限付き株式が譲渡と同様の効果が得られるストックオプション制度



(図表注)「今後導入」の企業:「現在導入中の企業」、「現在導入を検討中の企業」、「今後導入したいが詳細未検討」の合計

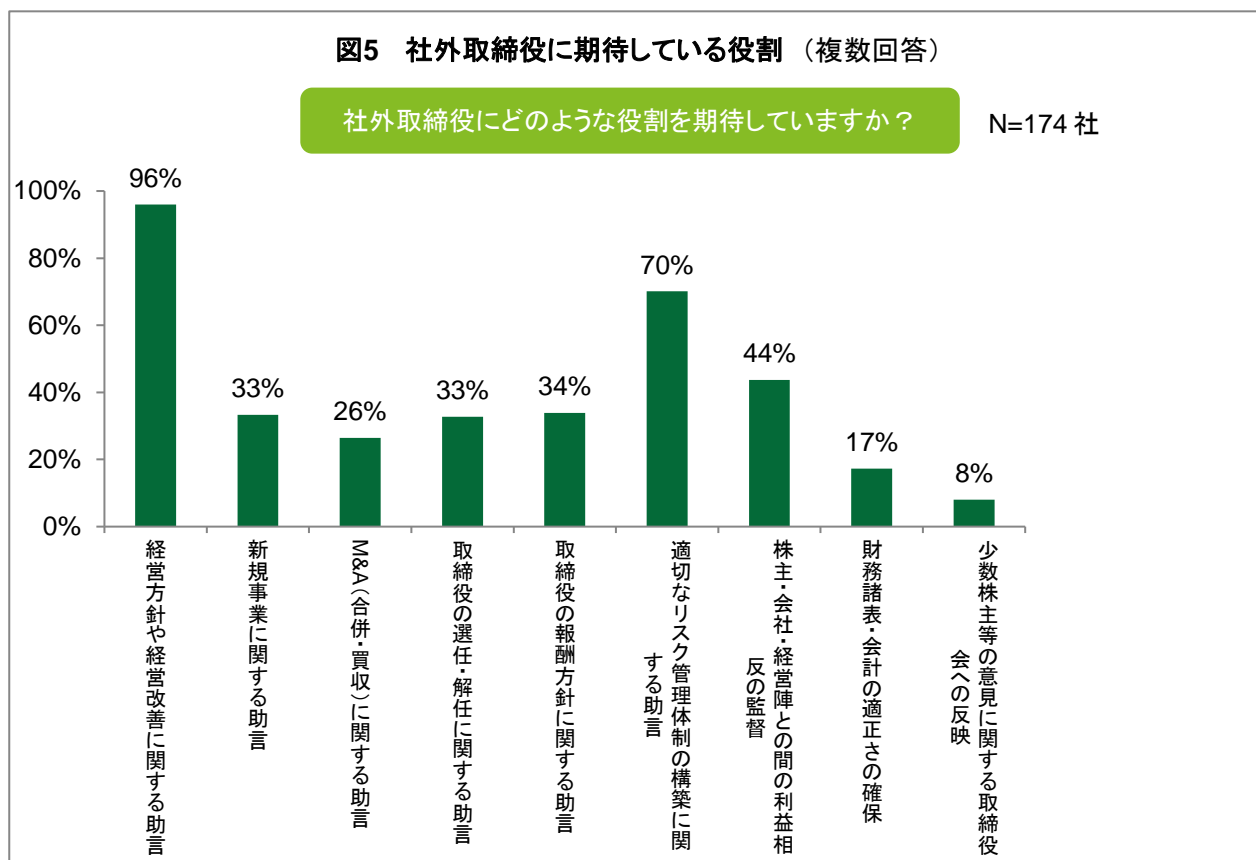
- 役員評価制度を導入している企業は、全参加企業の27%であった。明確な評価制度は存在しないものの、何らかの評価基準が存在する企業は41%となっており、「何となく」評価を実施している企業が多いことがうかがえる。また評価を行っていない企業も32%存在する。
- 報酬に関連付けられる経営指標は「売上高(51%)」「営業利益(47%)」「経常利益(36%)」「当期利益(27%)」となっている。また「売上高成長率(9%)」や「売上高営業利益率(13%)」を使用する企業もあった。利益関連指標では「ROE(24%)」「ROA(9%)」「フリーキャッシュフロー(11%)」となっており、利益関連指標は昨年よりも採用率が高くなっている(図4)。なお、欧米で一般的に使用されるEPS(1株当たり利益)やTSR(株主総利回り)を使用している企業は存在しなかった^{*4}。



*4: 「明文化された役員評価制度の有無」で「あり」を選択した52社のうち、「全社業績の報酬への反映の有無」で「あり」を選択した45社の回答

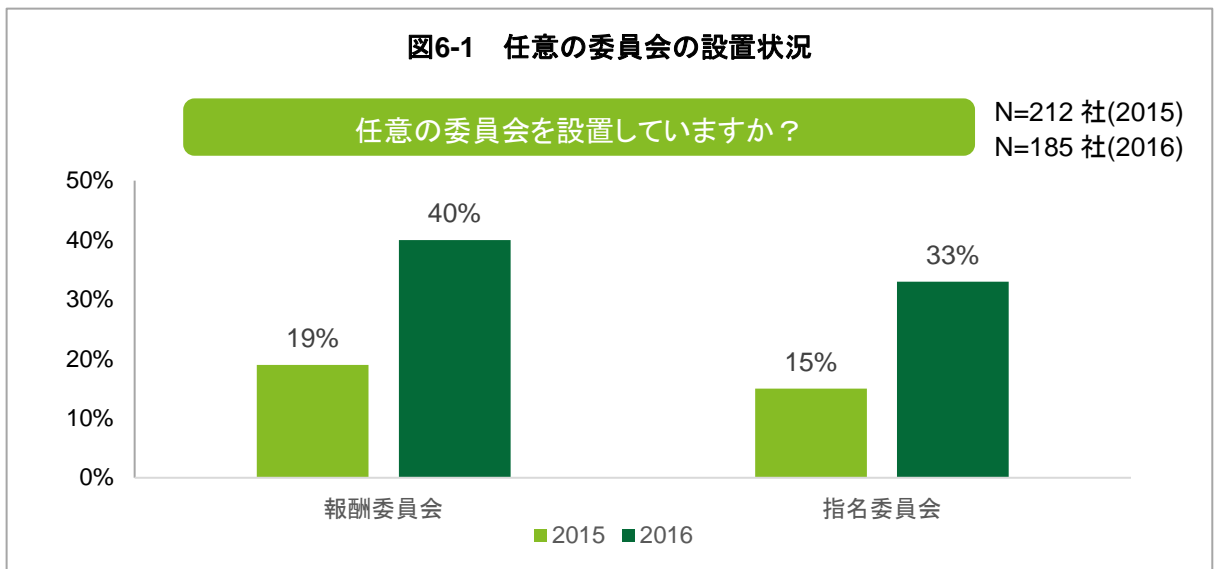
■ガバナンス

- 91%の企業で社外取締役を導入している。また昨年と比較して社外取締役の人数を増員した企業も 37%存在する。
- 社外取締役に期待する役割では、「経営方針や経営改善に関する助言」が 96%と最も多く、「適切なリスク管理体制の構築に関する助言」が 70%、「株主・会社・経営陣との利益相反の監督」が 44%と続いている(図 5)^{*5}。

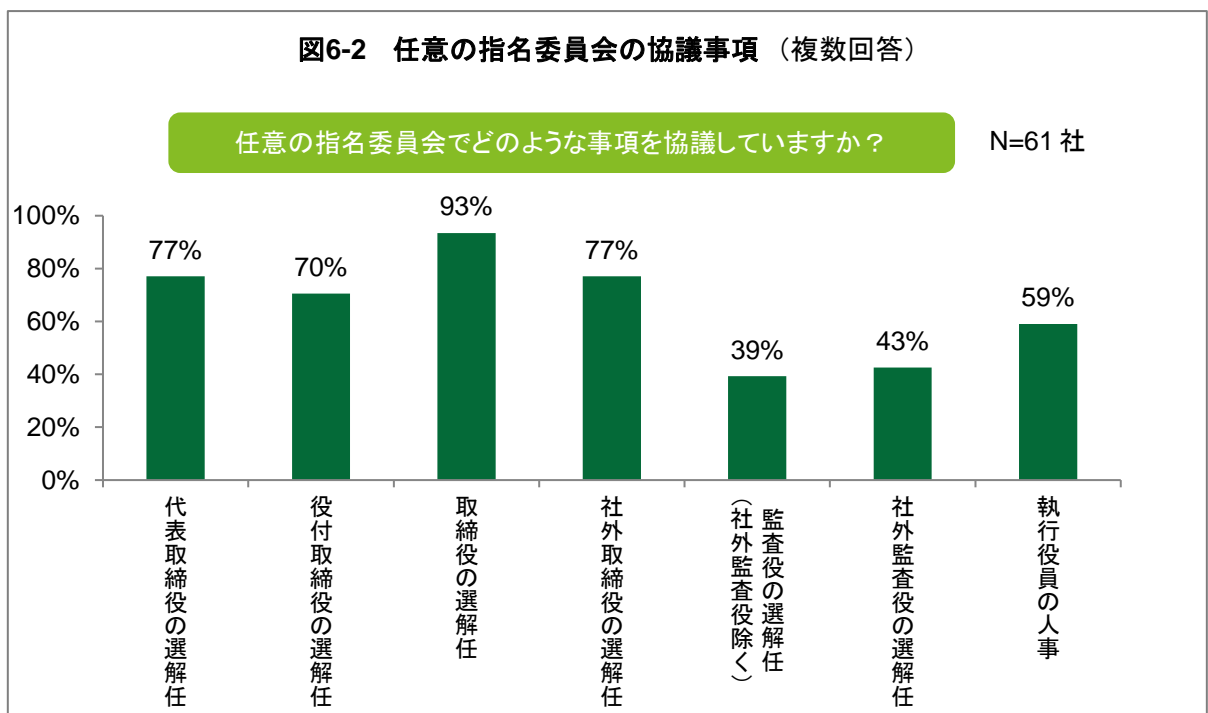


*5:「社外取締役の人数」で「0人」と回答した企業を除く174社の回答

- 社外取締役の報酬総額の中央値は、グループ会社以外から招聘している場合は、前述(図 1)のとおり 652 万円であるが、グループ会社からの登用の場合は大半が無報酬であった。
- 任意の報酬委員会を設置している企業は 40%で、昨年の 19%から大幅に増加している(図 6-1)^{*6}。多くの企業が「取締役会、経営会議体等への諮問、アドバイスを行う機関」として、報酬委員会を位置づけている。また、報酬委員会の議長は、「社外取締役」「社長」が最も多く、それぞれ 39%となっている。
- 任意の指名委員会を設置している企業は 33%で、昨年の 15%から大幅に増加している(図 6-1)^{*6}。多くの企業が「取締役会、経営会議体等への諮問、アドバイスを行う機関」として、指名委員会を位置づけている。また、指名委員会の議長は、「社外取締役」「社長」が最も多く、それぞれ 39%となっている。
- 指名委員会の協議事項は取締役等の選解任だけでなく、社外取締役の選解任(77%)や執行役員の人事(59%)となっている(図 6-2)^{*7}。



*6:「経営機関の形態」で「指名委員会等設置会社」を選択した企業を除いた回答



*7:「任意の指名委員会の設置状況」で「設置している」を選択した 61 社の回答

- コーポレートガバナンス・コード(CGC)の開示状況について、ほとんどの項目において、「実施している(コンプライ)」が 8 割超となっている。一方で「取締役会の実効性分析・評価」は、「実施している(コンプライ)」が 64%と低水準であった。またエクस्पラインしている(今後の取組予定や対応時期を説明している)企業も 29%存在しており、次年度以降は「実施している(コンプライ)」となる企業が増加すると考えられる(図 7-1,7-2)。

図7-1 コーポレートガバナンス・コードの開示状況(1)

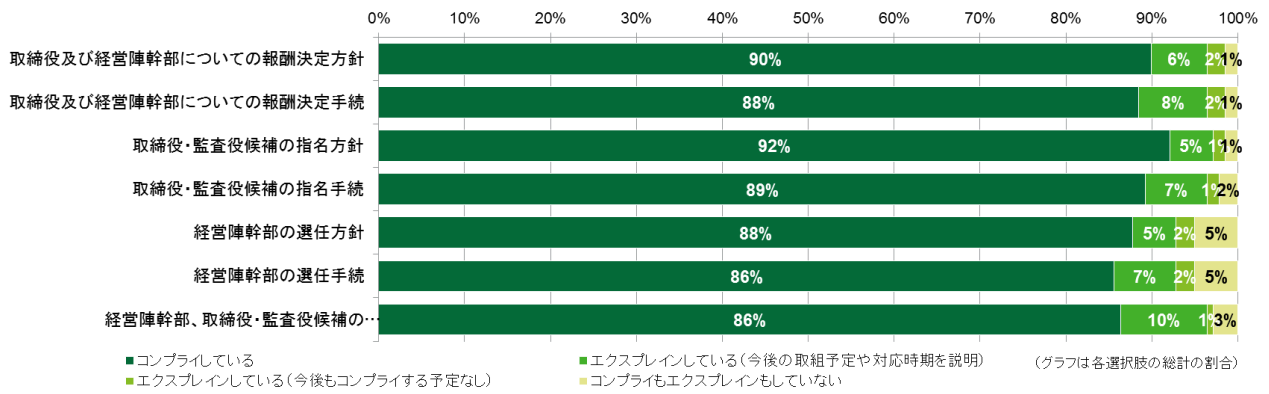
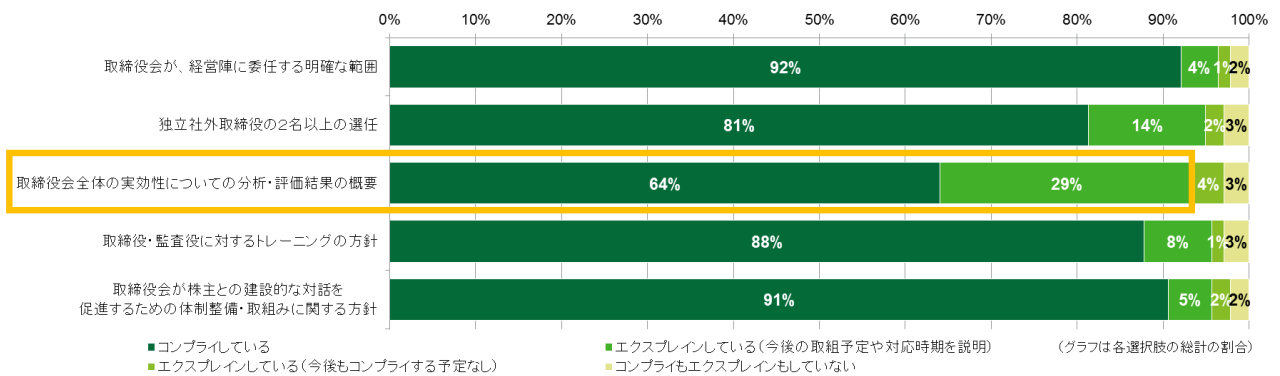


図7-2 コーポレートガバナンス・コードの開示状況(2)



■その他(グローバルでの経営幹部報酬制度について)

- 経営幹部の報酬制度をグローバルで「共通化していない」企業は 60%。共通化している企業では「考え方のみ共通化」が最も多く 12%で、次いで、「一部の海外グループ会社で共通化」が 3%であった。本社と全海外グループ会社全体で共通化できている企業は 1%しか存在しなかった。また本社として海外グループ会社の状況を把握していない企業も 17%存在した。
- 本社が企画するグローバルでの長期インセンティブプランを「導入していない」企業が 85%で。導入済みの企業のうち、「一部の海外グループ会社で導入済み」が最も多い 4%であった。

<調査概要>

調査期間: 2016年8月~2016年10月
 調査目的: 日本企業における役員報酬の水準、役員報酬制度やガバナンス体制、コーポレートガバナンス・コードへの対応状況等の現状に関する調査・分析
 回答企業数: 上場企業 176社(うち東証1部 126社)、非上場企業 18社、計 194社(集計対象役員総数 3,454名)

<役員報酬サーベイ(2017年度版)について>

2017年度の役員報酬サーベイは、2017年8-9月頃の募集開始を予定しています。詳細が確定しましたら、別途当社Webページにてご案内します。なお、調査協力企業にはサーベイ結果レポートの詳細版(今回は200ページ超)を提供する予定です。

<役員報酬制度改革に関するサービスのご案内>

役員報酬制度に関する専門チームが、企業価値向上に向けたコーポレートガバナンス強化とアカウンタビリティ等を実現する仕組み作りをご支援致します。詳細は以下の Web ページをご覧ください。

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/human-capital/solutions/hcm/executive-compensation.html>

<本件に関する報道関係からの問い合わせ先>

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

マーケティング & コミュニケーション 高橋、真木

Tel: 03-5220-8600 Email: DTC_PR@tohatsu.co.jp

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited